

「ハーグ条約公開シンポジウムー国際家事調停の在り方を巡ってー」

開会の辞

(はじめに)

ご来場の皆様,

本日は、ハーグ条約公開シンポジウムにお越し頂きまして、誠にありがとうございます。本日のシンポジウムは、外務省が主催し、社団法人日本仲裁人協会の御協力及び日本弁護士連合会の御後援を得て開催致します。本日のシンポジウムの企画・運営にご協力頂きました皆様方やスピーカー、モデレーター、パネリストとしてお話頂きます皆様方にお礼申し上げます。

(ハーグ条約の締結)

さて、近年、グローバル化の進展に伴い、人の移動や日本人の国際結婚が増加しており、それに伴い、結婚が破綻する例も増えてきています。その結果、不和となった両親の子が、一方の親によって、もう一方の親の同意なく、海外に連れ去られてしまう「子の連れ去り」が、深刻な国際問題として注目されるようになってきています。国境を越えた子の連れ去りに対応するための国際的なルールであるハーグ条約は、多くの主要国を含む89カ国が締結していますが、我が国はまだ締結していません。国境を越えた不法な子の連れ去りは、我が国にとってもますます深刻な問題になりつつあり、我が国がハーグ条約を締結することは、子の利益を最重視した問題解決のルールを確立するとともに、新たな問題発生未然防止の上でも是非とも必要であります。ハーグ条約の締結は、我が国にとっての喫緊の課題であり、政府としては、引き続き、ハーグ条約の早期締結を目指していく考えです。

(国際家事調停の重要性)

本日のシンポジウムにおきましては、国際家事調停の在り方をテーマとした討論を行いたいと考えております。なぜならば、我が国がハーグ条約を締結するに当たって、条約上の中央当局を務める立場の外務省としては、この分野における体制の構築が必要だと考えるからです。ハーグ条約においては、子の返還に関し裁判所で決定を下す裁判手続と同様に重要な中央当局の役割として、子の「任意の返還」と「友好的解決」を確保することが想定されています。もともと国際結婚には、文化や言語の壁があるわけですが、離婚となれば、別々の国に住みながら、異なる法制度の下での手続を経ることも多くなりますから、両親の間の問題の解決は国内の場合よりも困難な場合が多くなります。したがってこのような場合、裁判によって子の返還の実現を図るのも1つの方法です。

が、両当事者の自発的な話し合いによって解決策を模索する調停の手法も重要な役割を果たすこととなると思われます。子を可能な限り迅速に元の居住国に返還するというハーグ条約の目的が尊重されるべきであることは当然のことですが、同時に、裁判によらない問題の友好的な解決である調停は、当事者間の自発的な歩み寄りを促すものであり、その後の問題の複雑化を回避するためにも有用な手段ですので、我が国においても調停という選択肢を確保することの意義は大きいと考えます。

その一方で、我が国では、国際家事調停に関する制度的な仕組みが整備されておらず、この分野における知見と能力の蓄積がほとんどありません。国境を越えた子の連れ去り問題に対応する調停人には、文化的背景や言語、法制度の違い、所在地が遠隔地であることといった多くの困難を乗り越えて当事者間の合意を導くことが求められ、そのためには高度な専門知識と能力が必要となります。

本日のシンポジウムでは、ハーグ条約の締約国においてハーグ条約事案の調停人として多くの知見・経験を有する専門家の方々や、国際的な子の連れ去り問題に携わる実務家や学者の皆様を国内外からお迎えしています。ご参加の皆様にとっては、豊富な経験と知識を有する専門家から、ハーグ条約における調停の実状やその重要性についての知識を得ていただくことができ、また、我々にとっても、子の連れ去り問題に対応するための国際家事調停の在り方について学ぶための貴重な機会となると確信しています。

（結語）

本日は、こうした問題意識を踏まえていただきながら、ハーグ条約が対象とする事案への対応における家事調停の在り方について議論していただければ幸いです。また、これまでの調停の実務を担ってこられた関係者の皆様におかれましては、是非ともハーグ条約事案における合意にいたるまでのプロセスを支援する体制整備に向けた取組を進めていただきたいと思います。本日のシンポジウムが、「子の任意の返還及び問題の友好的解決」をめぐる経験を踏まえ意見交換を行い、知識を深め、さらに、関係者間のネットワーク作りに役立つ意義深い機会となることを心より願います。

（了）